

第3項 地球温暖化防止に向けた動向

1 主な国際的な取組

(1) COP3（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）

平成9年（1997年）、京都で開催されたCOP3では、温室効果ガスの国別削減目標が合意されました。国別の削減目標は、各国の温室効果ガス排出量を、平成20年（2008年）～平成24年（2012年）の間に、基準年（平成2年（1990年）、一部平成7年（1995年））のレベルより次表のとおり削減するというものです。（日本、アメリカ合衆国、EUのみ表記）

	日本	アメリカ合衆国 ※	EU
1990年（一部1995年）排出量を基準とした、2008～2012年の間の排出量の削減率	6%	7%	8%

※ このうちアメリカ合衆国は、後に、京都議定書から離脱

平成13年（2001年）、マラケシュで開催されたCOP7では、京都議定書の実行ルール（いわゆる京都メカニズム＝国際排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施）が合意されました。

(2) 京都議定書の発効

平成16年（2004年）、ロシアが京都議定書を批准したことにより、同議定書の発効要件（ア 55か国以上が批准、イ 排出抑制義務を負う先進国のうち平成2年（1990年）温室効果ガス排出量の55%以上を占める国が批准）を満たしたため、平成17年（2005年）2月16日、京都議定書が発効しました。議定書合意から7年を経て、議定書の国別削減目標を達成することが批准国の法的な義務になりました。

平成23年（2011年）のドーハで開催されたCOP17では、京都議定書の改正について話し合われ、京都議定書における第二約束期間（2013～2020年）の設定が合意されました。さらに将来を見据え、京都議定書に代わる新しい枠組みを平成32年（2020年）から発効させ、実施していくことも合意されました。

(3) COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）

平成27年（2015年）12月、パリで開催されたCOP21では、産業革命からの気温上昇を2℃未満に抑えるなどの共通認識のもと、途上国を含むすべての国が自主目標を設定し、達成に向けた政策をとらなくてはならないと定めた「パリ協定」が採択されました。その後、平成28年（2016年）11月にパリ協定は発効し、平成29年（2017年）3月現在、世界の温室効果ガス排出量の8割以上となる141の国・地域が締結しています。

2 日本の取組

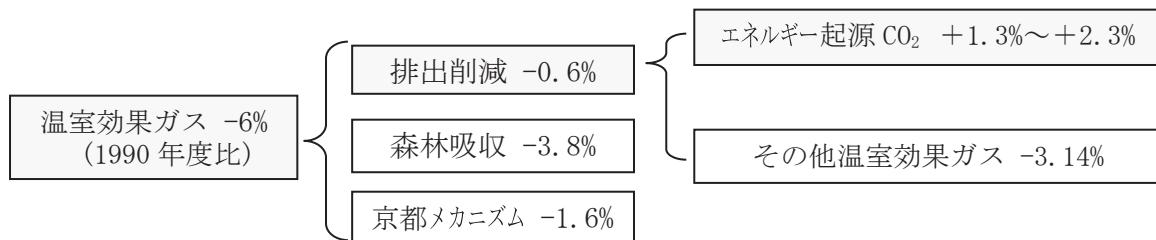
日本は、COP3の合意を受けて、平成10年（1998年）に「地球温暖化対策推進大綱」

を決定しました。そして「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めました。

平成14年（2002年）に日本は、COP7の合意を受けて京都議定書を批准し、その義務を果たすための政策を推進することになりました。平成17年（2005年）2月、京都議定書が発効し、4月に国は「京都議定書目標達成計画」を決定し、目標削減率をそれぞれの対策に配分するとともに、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれにおける対策を本格的に推進するための取組を決定しました。

国は、京都議定書目標達成計画に定められた目標および施策について、平成19年（2007年）に検討を加え、平成20年（2008年）3月、京都議定書目標達成計画を全部改定しました。

京都議定書目標達成計画（改定）における温室効果ガス削減の内訳



※ 京都メカニズムは、京都議定書における各国の数値目標を達成するための補助的手段として、排出量取引など市場原理を活用する仕組みです。

京都議定書目標達成計画は、地方公共団体に対し、従来から地球温暖化対策推進法により義務化している「地球温暖化対策実行計画」の策定等を強化するとともに、地域の温暖化対策計画（＝地域推進計画）の策定に努めることを求めていました。

平成21年（2009年）9月、日本は、ニューヨークでの国連気候変動サミットにおいて、温室効果ガス排出量を平成32年（2020年）までに平成2年（1990年）比で25%削減することを表明しました。

しかし、二酸化炭素の最大排出国であるアメリカが京都議定書から離脱し、また急激な経済成長により排出量が増加してきた新興国には削減義務が課せられていないため、日本は京都議定書の延長に反対の立場でした。平成23年（2011年）12月に開催されたCOP17において、2020年（平成32年）からすべての国が参加する新しい枠組みが合意されたことにより、日本は京都議定書の第二約束期間（2013～2020年）から離脱しました。その結果、日本は、2020年（平成32年）までの間は温室効果ガス排出量を自主的に削減することになりました。

なお、2014年（平成26年）4月に発表された京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）における日本の温室効果ガス排出量の確定値は、基準年度比8.4%減となり、6%削減目標を達成しています。

また、国は、平成25年（2013年）3月に決定した「当面の地球温暖化対策に関する方針」に基づき、25%削減目標をゼロベースで見直すこととしました。そして、同年11月にポーランドのワルシャワで開催されたCOP19において、日本の新たな削減目標

を 2005 年比で 3.8% 削減に見直すことを表明しました。

加えて、事業者への温暖化対策促進として、平成 20 年（2008 年）5 月にエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）が改正され、従来の工場・事業場ごとのエネルギー管理から、事業者単位のエネルギー管理に変更されました。改正省エネ法における事業者単位の規制体系の導入は、平成 21 年度実績分（平成 22 年度報告）から開始しています。

平成 28 年（2016 年）11 月、パリ協定の発効に伴い、我が国は平成 42 年（2030 年）26%（2013 年度比）排出削減目標の着実な達成に向け、地球温暖化対策計画に基づき、対策を着実に進めるとともに、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として平成 62 年（2050 年）までに 80% の温室効果ガスの排出削減を目指しています。

3 東京都の取組

東京都は、平成 20 年（2008 年）3 月、「東京都環境基本計画」を策定し、平成 12 年（2000 年）を基準年として、平成 32 年（2020 年）までに東京都の温室効果ガス排出量を 25% 削減する目標を掲げました。

平成 22 年度（2010 年度）からは、「地球温暖化対策報告書制度」の運用を開始しました。これは、中小規模事業所を都内に設置する全ての事業者が、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を東京都へ報告する制度です。省エネ診断事業や省エネ研修会などの支援策と合わせて、多面的に中小規模事業所の地球温暖化対策を推進しています。

平成 26 年（2014 年）12 月には、平成 32 年（2020 年）の東京オリンピックとその後の更なる先を見据え、「東京都長期ビジョン」を策定しました。東京都は、そのビジョンの中で、「豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現」という都市戦略を立て、スマートエネルギー都市の創造を進めていくこととしました。さらに、平成 12 年（2000 年）と比べてエネルギー消費量を平成 32 年（2020 年）までに 20%、平成 42 年（2030 年）までに 30% 削減することと、再生可能エネルギーによる電力利用割合を平成 36 年（2024 年）までに 20% 程度に拡大することの 2 つの目標を掲げました。

平成 28 年（2016 年）3 月には「東京都環境基本計画」を改定し、新たな目標と今後の政策が位置づけられました。東京都長期ビジョンの考え方や政策展開を踏まえながら、「世界一の環境先進都市・東京」の実現をめざすとしたうえで、平成 12 年（2000 年）を基準年として、平成 42 年（2030 年）までに、東京都の温室効果ガス排出量を 30% 削減する目標を掲げました。

4 特別区・オール東京 62 市区町村共同事業

京都議定書の発効を契機に、東京 23 区の区長でつくる「特別区長会」では、平成 17 年（2005 年）2 月 24 日、二酸化炭素などの排出抑制、循環型社会の形成、みどりのネットワークづくりなどについて、これまで以上に連携して取り組む決意を示す共同宣言を行いました。

平成 18 年度（2006 年度）には、地球温暖化防止特別区共同事業の重点プロジェクトの一つとして、23 区共通で温室効果ガス排出量の推計を行うことができる手法を開発・整備しました。この共通手法は、平成 20 年度（2008 年度）には区市共通版に拡充されています。

平成 19 年度（2007 年度）には、さらに都内市町村と連携し、共通課題を明確にした共同宣言を行い、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をスタートさせました。各自治体の地域の特性に応じた自然環境の保護や地球温暖化対策を推進するため、東京の 62 市区町村が共同してさまざまな事業に取り組んでいます。

平成 28 年度（2016 年度）には、①普及啓発物品等の作成・配布、②温室効果ガス排出量算定手法の共有化推進、③みどり東京フォトコンテスト、④エコプロ 2016 への出展、⑤生物多様性の保全に関する研究などの事業を展開しました。